

松山市長 野 志 克 仁

松山市理容師法施行条例をここに公布する。

記

松山市理容師法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、理容師法（昭和22年法律第234号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(理容の業を行う場合の衛生上必要な措置)

第2条 法第9条第3号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 作業中は、清潔な作業衣を着用し、顔面に係る作業の際は、マスクを使用すること。
- (2) 手の爪は、常に短くし、作業の着手前に、客1人ごとに石けんで手指を洗い、必要に応じ消毒を行うこと。
- (3) かみそりを使用する際には、皮膚を湿す石けん液は、客1人ごとに取り替えること。
- (4) 消毒液は、常に適正な濃度に保ち、汚濁した場合は、その都度取り替えること。
- (5) 医薬部外品、化粧品その他これらに類するものの使用に当たっては、その安全性に十分留意し、適正に使用すること。
- (6) 既消毒の器具及び布片は、清潔な容器に入れ、未消毒のものと区別しておくこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めて指示する措置

(理容所の衛生上必要な措置)

第3条 法第12条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 理容所は、居室等と壁等により区分すること。
- (2) 理容所には、待合所を設け、作業場と待合所は区別すること。
- (3) 理容所の天井は、ほこりの落下を防ぐ構造とし、その高さは、床面から2.12メートル以上とすること。
- (4) 作業場の面積は、10平方メートル以上とすること。
- (5) 作業場の面積が10平方メートルのものにあつては、理容椅子の設置は2脚までと

し、その面積が3.3平方メートルを増すごとに理容椅子1脚を増すことができること。

(6) 作業場には、従業員の手指及び器具の洗浄ができる洗場を設けること。

(7) 洗場は、汚水が汚水溝に完全に流れる構造とすること。

(8) 皮膚に接する器具及び布片は、十分な数を備えること。

(9) 外傷に対する救急薬品を備えること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めて指示する措置

2 前項の規定にかかわらず、自動車に設備を設けて理容の業を行う理容所について衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

(1) 作業場は、運転者席等と仕切りをすること。

(2) 作業場は、作業及び衛生の保持に支障のない面積を有すること。

(3) 使用水量に応じた給水タンク及びこれと同容量以上の汚水タンクを設けること。

(4) 洗場は、汚水が汚水タンクに完全に流れる構造とすること。

(5) 作業場の床面は、支柱その他の設備により、作業中は水平に固定しておくこと。

(6) 前項第3号及び第8号から第10号までに掲げる措置

(理容所以外の場所で業務を行うことができる場合)

第4条 理容師法施行令（昭和28年政令第232号）第4条第3号の条例で定める場合は、次のとおりとする。

(1) 災害のあった場合に避難所等において理容を行うとき。

(2) 社会福祉施設その他これに類する施設内において、入所している者に対して理容を行う場合

(3) 育児又は介護により、理容所に来ることが著しく困難である者に対して理容を行う場合

(理容所検査済証の交付等)

第5条 市長は、法第11条の2の確認をしたときは、理容所の開設者に対し、理容所検査済証を交付するものとする。

2 理容所の開設者は、理容所検査済証を当該理容所の見やすい場所に掲示しなければならない。

3 理容所の開設者は、当該理容所で理容の業を行う者の理容師免許証又は理容師免許証明書を作業場の見やすい場所に掲示しなければならない。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。